

## — はじめに —

「管理会計論肢別チェック」(本書)は、テキストの補助教材です。まずは講義を受講後にテキストを通読し、講義で学習した内容を理解した上で本書の問題を解くようにしてください。

本書は過去の公認会計士短答式本試験問題を中心に、公認会計士試験の出題範囲の要旨に記載の出題項目の例として公表されている論点について、合格に必要なと判断される限りにおいて網羅的に収録した教材です。

本書の問題のA・B・Cのランクは下記のようにランクを設定しております。

- A … 必ず覚えるべき基礎レベルの知識に関する肢
- B … 応用的な知識を問うものですが、是非押さえていただきたい肢
- C … A・Bと比べ出題の可能性が低いため、余裕があれば押さえていただきたい肢

本書の問題を解く中で誤っている内容だと判断した問題(×肢)については、誤っていると判断した理由まで浮かべてから、解説を確認するようにしてください。その際、テキストI・IIの参照頁がある問題についてはテキストに戻り、テキストをどのように理解すればよいのか、を確認するようにしてください。また、短答式試験においては同じ出題趣旨の問題が繰り返し出題されておりますので、上述のA・B・Cランクと合わせて短答式試験の出題実績も参考に復習に役立ててください。

管理会計論は、同じ論点であっても文章表現の相違が生じやすい特性がございます。問題を繰り返し解いていただく際には、問題と解答をセットに丸暗記するのではなく、本試験では完全に同じ表現では出題がされない可能性があることを念頭に、どこが誤っていてどのように書かれていれば正しい説明となるのかを自分の言葉で説明できるレベルの理解をしながら解き進めていただくよう注意してください。

公認会計士試験の管理会計論について合格に必要な理論の典型論点は、全てこの教材に収録されているという安心感を持ち、理解に努めてください。本試験では典型論点以外の出題も目立ちますが、まず間違いなく試験の勝敗を分けるのはこの典型論点部分となります。

大原会計士講座受講生の皆様の合格を祈っております。

---

# 目 次

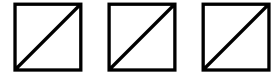
---

第 1 部	原価計算に関する領域.....	6
第 2 部	会計情報等を利用した意思決定及び業績管理に関する領域	
第 1 章	管理会計の基礎知識.....	104
第 2 章	財務情報分析.....	136
第 3 章	短期利益計画のための管理会計.....	152
第 4 章	予算管理.....	160
第 5 章	資金管理とキャッシュ・フロー管理.....	180
第 6 章	原価管理.....	198
第 7 章	活動基準原価計算・活動基準原価管理.....	230
第 8 章	差額原価収益分析.....	254
第 9 章	投資計画の経済性計算.....	262
第 10 章	分権化組織とグループ経営の管理会計.....	270
第 3 部	(補章) その他の管理会計に関する領域	
第 1 章	生産・在庫管理と管理会計.....	294
第 2 章	品質管理と管理会計.....	306

第1部

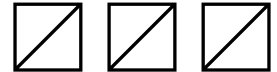
# 原価計算に関する領域

- A  1 企業の原価計算制度は、真実の原価を確定して財務諸表の作成に役立つとともに、原価を分析し、これを経営管理者に提供し、もって業務計画および原価管理に役立つことが必要とされている。
- A  2 企業の原価計算制度は、真実の原価を確定して財務諸表の作成に役立つとともに、原価を分析し、これを経営管理者に提供し、もって業務計画および原価管理に役立つことが必要とされている。したがって、原価計算制度は、いずれの計算目的にもともに役立つように形成され、一定の計算秩序として常時継続的に行なわれるものであることを要する。
- A  3 「原価計算基準」は、実践規範として、わが国現在の企業における原価計算の慣行のうちから、一般に公正妥当と認められるところを要約して設定されたものである。したがって、「原価計算基準」は、原価情報の比較可能性を確保するために、個々の企業の原価計算手続を画一的に規定するものである。
- A  4 「原価計算基準」は、実践規範として、企業における原価計算の慣行のうちから、一般に公正妥当と認められるところを要約して設定されたものであるが、個々の企業の原価計算手続を画一的に規定するものではなく、基本的な枠組みを提示している。各企業には、業種、経営規模そのほかの個別の条件に応じて、「原価計算基準」の弾力的な適用が求められる。
- A  5 原価計算の目的の一つは、企業の出資者、債権者、経営者等のために、過去の一定期間における損益ならびに期末における財政状態を財務諸表に表示するために必要な真実の原価を集計することである。
- A  6 「原価計算基準」では、「真実の原価」という言葉が「原価計算基準」の前文を含めて数回使用されている。その意味はいずれも「財務諸表の作成に使用される原価」という意味で一貫している。
- A  7 原価計算目的には、政府調達のための予定価格計算に必要な原価資料を提供するという価格計算目的もある。
- A  8 「原価計算基準」では原価計算の目的の一つとして、「価格計算に必要な原価資料を提供すること。」があげられているが、これは製品やサービスの売価決定等企業の価格政策に資することを意味している。
- A  9 原価計算の目的の一つは、経営管理者の各階層に対して、原価管理に必要な原価資料を提供することである。ここに原価管理とは、原価の標準を設定してこれを指示し、原価の実際の発生額を計算記録し、これを標準と比較して、その差異の原因を分析し、これに関する資料を経営管理者に報告し、原価能率を増進する措置を講ずることをいう。



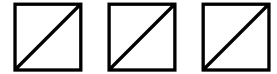
- |   |   |         |                      |
|---|---|---------|----------------------|
| 1 | 【○】 原価計算そのものの目的が「基準」一で、原価計算制度の目的は「基準」二で示される（「原価計算基準の設定について」，「基準」一，二参照）。   | I p. 10 | 平成14年                |
| 2 | 【○】 （「基準」原価計算基準の設定について 参照）。   | I p. 10 | 令和2年<br>第Ⅱ回          |
| 3 | 【×】 この基準は、個々の企業の原価計算手続を画一に規定するものではなく、個々の企業が有効な原価計算手続を規定し実施するための基本的なわくを明らかにしたものであり、弾力性をもつものである。（「原価計算基準の設定について」参照）           | I p. 11 | 平成14年<br>令和2年<br>第Ⅱ回 |
| 4 | 【○】 規範性の程度につき、単に計算モデルに過ぎないということではなく、また法律と同様に絶対的な強制力をもつものであるということでもない。一定の幅の中で規範性が維持される、というものである。（「原価計算基準の設定について」参照）          | I p. 11 | 平成29年<br>第Ⅱ回         |
| 5 | 【○】 （「基準」一（一）参照）  | I p. 13 | 令和7年<br>第Ⅱ回          |
| 6 | 【○】 （「原価計算基準の設定について」，一（一），四〇（二）参照）  | I p. 13 | 平成11年                |
| 7 | 【○】 政府等の企業以外の機関が価格統制等の目的に原価計算を利用することが規定されている（「基準」一（二）参照）。   | I p. 13 | 平成20年                |
| 8 | 【×】 ここにいう価格計算とは、政府（官庁あるいは公企業）等が調達価格決定のための計算を行うことを意味する（「基準」一（二）参照）。<br>製品やサービスの売価決定等企業の価格政策に資することは、予算管理目的あるいは基本計画設定目的に包含される。 | I p. 13 | 平成24年<br>第Ⅰ回         |
| 9 | 【○】 （「基準」一（三）参照）  | I p. 14 | 令和7年<br>第Ⅱ回          |

- A    10 原価管理とは、原価の標準を設定してこれを指示し、原価の実際の発生額を計算記録し、これを標準と比較して、その差異の原因を分析し、これに関する資料を経営管理者に報告し、原価能率を増進する措置を講ずることである。したがって、原価の標準は、原価発生責任を明らかにし、原価能率を判定する尺度として、これを設定する。
- A    11 標準原価による原価管理とは実際原価を標準原価に近似させることを意味し、このような原価管理を原価低減という。
- A    12 現代の原価管理は、量産段階において標準原価の達成を目的とする原価維持と標準原価の低減を目的とする原価統制、更に、新製品の企画・開発段階にて目標原価を設定し、それを達成するための方策を練る原価企画という三つのプロセスから構成されている。
- A    13 原価計算の目的の一つは、予算の編成のために必要な原価資料を提供することである。ここに予算とは、予算期間における企業の各業務分野の具体的な計画を定量的に表示し、これを総合編成したものであり、予算編成の過程では、個々の選択的事項の意思決定は対象外となる。
- A    14 「原価計算基準」においては、原価計算の目的として財務諸表作成と原価管理を念頭に置いたものであり、利益管理のための原価計算は、制度としての原価計算の範囲外に属すると考えられている。
- A    15 原価計算は、予算期間において期待されうる条件に基づく予定原価または標準原価を計算し、予算の編成に資料を提供する。
- A    16 我が国の「原価計算基準」では、標準原価として、実務上予定原価が意味される場合があるとし、将来における財貨の予定消費量と予定価格とをもって計算した原価である見積原価も、標準原価としての利用を認めている。見積原価はまったく原価標準を用いずに計算することができる。
- A    17 原価計算の目的の一つは、経営の基本計画を設定するに当たり、これに必要な原価情報を提供することである。ここに基本計画とは、経済の動態的变化に適応して、経営の給付目的たる製品、経営立地、生産設備等経営構造に関する基本的事項について、経営意思を決定し、経営構造を合理的に組成することをいい、経常的に行なわれる決定である。
- A    18 原価計算は、財務会計機構と有機的に結合して行われる。このため、勘定組織には、原価に関する細分記録を統括する諸勘定を設ける。なお、原価管理上必要がある場合には、実際原価計算制度においても必要な原価の標準を勘定組織のわく外において設定し、これと実際との差異を分析し、報告することがある。



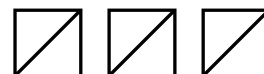
- |    |   |                                 |                                     |
|----|---|---------------------------------|-------------------------------------|
| 10 | 【○】（「基準」一（三），六（二）8参照）<br>なお、「基準」の原価管理は、標準原価の水準を維持することを目的とした狭義の原価管理であり、原価統制（コスト・コントロール）である。  | I p. 14<br>I p. 15              | 令和2年<br>第 I 回                       |
| 11 | 【×】 標準原価による原価管理とは実際原価を標準原価に近似させることを意味し、このような <u>原価管理を原価維持（原価統制）</u> という（「基準」一（三）参照）。  | I p. 14<br>I p. 15              | 令和5年<br>第 II 回                      |
| 12 | 【×】 現代の原価管理は、量産段階において標準原価の達成を目的とする原価維持と標準原価の低減を目的とする <u>原価改善</u> ，更に、新製品の企画・開発段階にて目標原価を設定し、それを達成するための方策を練る原価企画という三つのプロセスから構成されている。                                      | I p. 14<br>I p. 15              | 令和6年<br>第 I 回                       |
| 13 | 【×】 予算とは、予算期間における企業の各業務分野の具体的な計画を貨幣的に表示し、これを総合編成したものであり、予算編成の過程では、個々の選択的事項に関する意思決定を含む（「基準」一（四）参照）。<br>なお、予算編成過程で行われる「個々の選択的事項に関する意思決定」は概ね業務的意思決定を指す。                    | I p. 16<br>I p. 17<br>II p. 200 | 平成28年<br>第 II 回・改<br>令和7年<br>第 II 回 |
| 14 | 【×】 原価計算制度の目的には予算統制がある（「基準」二参照）。<br>予算管理は、短期の利益目標を達成するために、各業務分野の異なる計画や活動を調整するものであり、予算編成と予算統制からなる。従って利益管理も原価計算制度の範疇に含まれるといえる。  | I p. 16<br>II p. 146            | 平成21年                               |
| 15 | 【○】 予算（将来）の資料であるので、当然に実際原価ではなく予定原価または標準原価を計算する（「基準」一（四），四（一）2，四〇（三）参照）。   |                                 | 平成13年                               |
| 16 | 【○】 なお、見積原価は実際原価を勘で予定した原価である。   |                                 | 令和8年<br>第 I 回                       |
| 17 | 【×】（「基準」一（五）参照）<br>基本計画とは、経済の動態的変化に適應して、経営の給付目的たる製品、経営立地、生産設備等経営構造に関する基本的事項について、経営意思を決定し、経営構造を合理的に組成することをいい、 <u>随時的に行なわれる決定</u> である。<br>なお、戦略的意思決定は概ね「基準」一（五）の基本計画に属する。 | I p. 17<br>II p. 201            | 平成29年<br>第 II 回・改<br>令和7年<br>第 II 回 |
| 18 | 【○】（「基準」二参照）  |                                 | 平成31年<br>第 I 回                      |

- A  19 原価計算制度は、これを大別して実際原価計算制度と標準原価計算制度とに分類することができる。原価管理上必要がある場合には、実際原価計算制度においても必要な原価の標準を帳簿組織のわく外において設定し、これと実際との差異を分析し、報告することがある。
- A  20 実際原価計算制度においても、原価管理上必要ある場合には、必要な原価の標準を勘定のわく外において設定し、これと実際との差異を分析し、報告することがある。
- A  21 原価計算制度とは財務諸表作成のための原価計算であり、原価管理、予算統制等の目的のためには、別の原価計算が行われなければならない。
- A  22 原価計算制度においては、財務諸表の作成に役立つために、原価計算は、財務会計機構と有機的に結合して行われなければならない。
- A  23 原価計算制度は財務会計機構と有機的に結びついて常時継続的に行われる計算体系である。原価計算制度は大別して実際原価計算制度と標準原価計算制度とに分類することができる。
- A  24 原価計算制度において計算される原価の種類およびこれと財務会計機構との結びつきは、単一ではないが、原価計算制度は大別して、実際原価計算制度と標準原価計算制度とに分類することができる。
- A  25 企業の経営者は、経営の基本計画及び予算編成における選択的事項の決定に必要な特殊原価の計算を必要としている。原価計算制度はこれらの経営者の情報ニーズを満たすために特殊原価も計算できなければならない。
- A  26 原価計算を制度化するため、実践規範として設定された「原価計算基準」は、「企業会計原則」の一環を成し、そのうちとくに原価に関して規定したものであるが、必要に応じて、経営の基本計画および予算編成における選択的事項の決定に必要な差額原価や機会原価等の計算についても適用される。
- A  27 原価計算制度は、財務会計機構のらち外において、随時断片的に行われる原価の統計的、技術的計算ないしは調査ではなくて、財務会計機構と有機的に結びつき常時継続的に行われる計算体系であるから、予算統制のために必要な原価資料を提供することは、広い意味での原価の計算には含まれるが、制度としての原価計算の範囲外に属する。
- A  28 原価計算制度とは、財務会計機構と有機的に結合して常時継続的に実施される原価計算である。したがって、管理会計目的の原価差異分析はすべて特別な原価調査として実施される。



- 19 【○】（「基準」二参照） 平成29年  
第Ⅰ回
- 20 【○】（「基準」二参照） I p. 21 令和4年  
第Ⅰ回
- 21 【×】 原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序である（「基準」二参照）。 平成20年
- 22 【○】 原価計算制度の形式的な要件は①財務会計機構と有機的に結びつき、②常時継続的に行われること、である（「基準」二参照）。 I p. 18 平成21年
- 23 【○】 原価計算制度の形式的な要件は①財務会計機構と有機的に結びつき、②常時継続的に行われること、である（「基準」二参照）。 I p. 18 平成18年
- 24 【○】（「基準」二参照） I p. 21 令和4年  
第Ⅰ回
- 25 【×】 広い意味での原価の計算には特殊の原価も含まれる。しかし、原価計算制度で計算する原価においては、特殊原価は範囲外に属するものとする（「基準」二参照）。  
なぜなら、特殊原価調査で用いられる情報は、原価計算制度では提供されない未来予測情報だからである。 I p. 20 平成18年
- 26 【×】 広い意味での原価の計算には、原価計算制度以外に、経営の基本計画および予算編成における選択的事項の決定に必要な特殊の原価たとえば差額原価、機会原価、付加原価等を、随時に統計的、技術的に調査測定することも含まれる。しかしかかる特殊原価調査は、制度としての原価計算の範囲外に属するものとして、この基準には含めない（「基準」原価計算基準の設定について、二参照）。 I p. 20 令和4年  
第Ⅰ回・改
- 27 【×】 原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序である。よって、予算統制のために必要な原価資料を提供することは、制度としての原価計算の範囲内と考えられる。（「基準」二参照）。 平成29年  
第Ⅱ回  
平成31年  
第Ⅰ回
- 28 【×】 管理会計目的の原価差異分析でも、標準原価計算制度における原価差異分析のように、財務会計機構と有機的に結合して常時継続的に実施されるものもある。（「基準」二参照） 平成7年

- A    29 標準原価計算制度は、製品の標準原価を計算し、これを財務会計の主要帳簿に組み入れ、製品原価の計算と財務会計とが、標準原価をもって有機的に結合する原価計算制度である。標準原価計算制度は、必要な計算段階において実際原価を計算し、これと標準との差異を分析し、報告する計算体系である。
- A    30 原価計算制度は、財務会計機構と有機的に結びつき常時継続的に行われる計算体系であり、財務諸表の作成（棚卸資産や売上原価等の表示）に必要な情報の提供のみを目的としている。
- A    31 実際原価計算制度は、製品の実際原価を計算し、これを財務会計の主要帳簿に組み入れ、製品原価の計算と財務会計とが、実際原価をもって有機的に結合する原価計算制度である。したがって、実際原価計算制度における原価の費目別計算は、一定期間における原価要素を費目別に分類測定する手続であるから、財務会計における費用計算であり、同時に原価計算における第一次の計算段階でもある。
- A    32 標準原価計算制度では、製品の標準原価を計算し、これを財務会計の主要帳簿に組み入れ、製品原価の計算と財務会計とが、標準原価をもって有機的に結合される。標準原価計算制度は、必要な計算段階において予定原価を計算し、これと標準との差異を分析し、報告する計算体系である。
- A    33 原価は集計される原価の範囲によって、全部原価と部分原価とに区別される。原価計算制度において計算される原価の種類およびこれと財務会計機構との結びつきは、単一ではない。原価計算制度は、財務会計機構といかに関係するかという観点から、実際原価計算制度と直接原価計算制度とに大別される。
- A    34 原価計算制度において原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、把握された支出をいう。
- A    35 「原価計算基準」でいう給付とは、経営の最終給付である製品のみを意味しており、サービスは含まれていない。
- A    36 原価は、経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付にかかわらせて、は握されたものである。ここに給付とは、経営が作り出す財貨をいい、それは経営の最終給付のみでなく、中間的給付をも意味する。
- A    37 原価計算制度において計算される原価は、経営目的に関連したものである。経営の目的は、資本を調達し、調達した資本により一定の財貨を生産し販売し、利益処分等を行うことである。このため、原価計算制度で計算する原価には、製造原価のみならず、販売費及び一般管理費、さらに財務費用も含まれている。



- 29 【○】（「基準」二参照）。平成29年  
第Ⅰ回
- 30 【×】 原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序である（「基準」二参照）。I p. 20 令和4年  
第Ⅰ回
- 31 【○】（「基準」二、九参照）。平成31年  
第Ⅱ回
- 32 【×】 標準原価計算制度は、必要な計算段階において実際原価を計算し、これと標準との差異を分析し、報告する計算体系である（「基準」二参照）。平成31年  
第Ⅱ回
- 33 【×】 原価計算制度は、財務会計機構といかに結びつくかという観点から実際原価計算制度と標準原価計算制度とに大別される。平成29年  
第Ⅱ回
- 34 【×】 原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、は握された財貨または用役の消費を、貨幣価値的に表したものである（「基準」三参照）。平成21年
- 35 【×】 原価計算基準において、給付につき、「給付とは、経営が作り出す財貨といい・・・」と定義され、用役という言葉がないが、その上の記述において、「原価計算制度において、原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、は握された財貨又は用役（以下これを「財貨」という。）の消費を・・・とある。用役とはサービスのことである。従って、給付に用役も含まれる。（「基準」三（二）参照）。平成21年
- 36 【○】（「基準」三（二）参照）。平成29年  
第Ⅰ回  
平成26年  
第Ⅱ回類題
- 37 【×】 経営過程は、価値の消費と生成の過程である。財務活動は財貨の生成および消費の過程たる経営過程以外の活動であり、これに関連する財務費用は経営目的に関連しない（「基準」三（三）、五（一）参照）。平成18年

- A    38 「原価計算基準」によれば、原価は、経営目的に関連したものである。経営の目的は、一定の財貨を生産し販売することであり、経営過程は、このための価値の消費と生成の過程である。原価は、かかる財貨の生産、販売に関して消費された経済価値である。したがって、資金の調達等の財務活動に関連する財務費用は、原則として原価計算制度のもとでは原価を構成しない。
- B    39 支払利息は原則として非原価とされるが、生産活動に使用する機械設備を自家建設するためにかかった借入金の支払利息は、一定の条件を満たす場合には原価性が認められるように、製品原価を算定する場合においても、支払利息を製品原価として算入することが認められる場合がある。
- A    40 「原価計算基準」では、原価計算制度の原価の本質について、経済価値の消費であること、一定の給付にかかわらせては握られていること、経営目的に関連していること、貨幣価値的に表現されていることの4点をその必要十分条件としている。
- A    41 原価は、正常な状態のもとにおける経営活動を前提として、把握された価値の消費であり、異常な事態を原因とする価値の減少を含まないものとされている。この場合、正常か異常かは、過去の実績データの平均値等を参考にして、当該価値の消費が金額的・量的に通常生ずると認められる許容範囲を超えているか否かによって判断するのが普通である。
- A    42 実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価の実際発生額である。したがって、予定価格等をもって計算した原価は、それを実際原価ということとはできない。
- A    43 実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価の実際発生額であるが、予定消費量等をもって計算しても、価格を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である。
- A    44 原価の数値は、財務会計の原始記録、信頼しうる統計資料等によって、その信ぴょう性が確保されるものでなければならない。このため、原価計算は、原則として実際原価を計算する。この場合、実際原価を計算することは取得価格をもって原価を計算することを意味する。また必要ある場合には、標準原価をもって製品原価を計算し、これを財務諸表に提供することもできる。
- A    45 かつての能率技師は科学的管理法の理念に基づいて標準原価計算を開発したが、能率の尺度として考えていた標準原価はおおむね現実的標準原価であった。現実的標準原価の算定では、たとえば材料について、科学的、統計的調査により製品単位当たりの各種材料の標準消費量を定める。標準消費量は、通常生ずると認められる程度の減損、仕損等の消費余裕を含まない。
- A    46 原価標準を設定する際には、価格水準、能率水準、操業度水準に関する基準を仮定しなければならない。これらの水準の組合せによって、理想標準原価、正常標準原価、現実的標準原価などに区別できる。



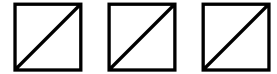
- 38 【○】（「基準」三（三）参照） 平成23年  
第Ⅱ回
- 39 【○】 本肢は自家建設の場合であるため、例外的な処理となる  
（「基準」三（三）参照）。 平成24年  
第Ⅰ回
- 40 【×】 「貨幣価値的に表現されている」ではなく、「正常的なもの」  
である（「基準」三（四）参照）。 平成11年
- 41 【×】 金額的・量的だけではなく質的要件も用いられる。（「基  
準」三（四）参照） I p. 23 平成24年  
第Ⅰ回
- 42 【×】 原価を予定価格等をもって計算しても、消費量を実際によっ  
て計算する限り、それは実際原価の計算である（「基準」四  
（一）1参照）。 平成9年  
令和6年  
第Ⅰ回・改
- 43 【×】 実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価  
の実際発生額であるが、原価を予定価格等をもって計算して  
も、消費量を実際によって計算する限り、それは実際原価の計  
算である。（「基準」四（一）1参照）。 平成26年  
第Ⅱ回  
令和8年  
第Ⅰ回
- 44 【×】 実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価  
の実際発生額であるが、原価の予定価格等をもって計算して  
も、消費量を実際によって計算する限り、それは実際原価の計  
算である。（「基準」六（一）2参照） 平成31年  
第Ⅰ回
- 45 【×】 現実的標準原価とは、良好な能率のもとにおいて、その達成  
が期待されうる標準原価をいい、通常生ずると認められる程度  
の減損、仕損、遊休時間等の余裕率を含む原価であり、かつ、  
比較的短期における予定操業度および予定価格を前提として決  
定され、これら諸条件の変化に伴い、しばしば改訂される標準  
原価である（「基準」四（一）2参照）。 平成25年  
第Ⅱ回
- 46 【○】（「基準」四（一）2参照） I p. 249 平成22年  
第Ⅰ回

- A    47 標準原価として、実務上予定原価が意味される場合がある。予定原価とは、将来における財貨の予定消費量と予定価格とをもって計算した原価をいう。予定原価は、予算の編成に適するのみでなく、原価管理およびたな卸資産価額の算定のためにも用いられる。
- A    48 我が国の「原価計算基準」では、標準原価として現実的標準原価、正常原価、理想標準原価を挙げる。このうち理想価格水準、理想能率水準、技術的に達成可能な最大操業水準を組み合わせた理想標準原価は、標準原価計算制度としての標準原価とは認められない。
- A    49 原価管理のためにときとして理想標準原価が用いられることがあるが、かかる標準原価は、原価計算基準でいう制度としての標準原価ではない。理想標準原価とは、技術的に達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表す最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容する理想的水準における標準原価である。
- A    50 標準原価計算制度において用いられる標準原価のうち、現実的標準原価は、棚卸資産価額の算定のために最も適するのみでなく、原価管理および予算の編成のためにも用いられる。
- A    51 標準原価計算制度において用いられる標準原価は、現実的標準原価又は正常原価である。現実的標準原価とは、良好な能率のもとにおいて、その達成が期待される標準原価をいい、通常生じると認められる程度の余裕率を含む。正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実績数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価である。原価管理のために、理想的標準原価が用いられることがあるが、これは制度としての標準原価には含まれない。
- A    52 現実的標準原価は、良好な能率のもとにおいて、その達成が期待されうる標準原価をいう。比較的短期における予定操業度および予定価格を前提として決定され、これら諸条件の変化に伴い、しばしば改訂される標準原価である。原価管理に最も適するのみでなく、予算の編成のためにも用いられる。ただし、たな卸資産価額の算定のためには用いるべきではない。
- A    53 現実的標準原価は、良好な能率のもとで達成が期待される標準原価であり、通常生じると想定される減損、仕損などの余裕率を含んでいる。具体的には、当座価格水準、達成可能高能率水準（あるいは期待実際能率水準）、期待実際操業水準を組み合わせて設定される。経済状態が安定していない状況下でも、原価管理目的に適する。
- A    54 標準原価計算制度における標準は、原価管理を有効に行うため、技術的に達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表す最低の原価である理想標準原価を使うとされている。
- A    55 原価標準を設定する際に、価格水準、能率水準、操業水準が決定される。これらの水準を組み合わせることで、原価標準は、厳格度という点から、理想的標準原価、現実的標準原価、正常標準原価（正常原価）などに区分される。我が国の「原価計算基準」によれば、標準原価計算制度において用いられる標準原価として、理想的標準原価と現実的標準原価が示されている。



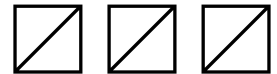
- 47 【○】（「基準」四（一）2参照） 平成9年  
平成26年  
第Ⅱ回
- 48 【○】（「基準」四（一）2参照） 令和8年  
第Ⅰ回
- 49 【×】 理想標準原価とは、技術的達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表わす最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない理想的水準における標準原価である。（「基準」四（一）2参照） 平成30年  
第Ⅰ回
- 50 【×】 現実的標準原価は、原価管理に最も適するのみでなく、たな卸資産価額の算定および予算の編成のためにも用いられる（「基準」四（一）2参照）。 平成17年
- 51 【○】（「基準」四（一）2参照） 平成31年  
第Ⅰ回
- 52 【×】 現実的標準原価は、原価管理に最も適するのみでなく、たな卸資産価額の算定および予算の編成のためにも用いられる。（「基準」四（一）2参照） 平成29年  
第Ⅱ回
- 53 【○】（「基準」四（一）2参照） 令和4年  
第Ⅰ回
- 54 【×】 標準原価計算制度における標準は、現実的標準原価又は正常原価である（「基準」四（一）2参照）。 平成25年  
第Ⅰ回
- 55 【×】 標準原価計算制度において用いられる標準原価は、現実的標準原価又は正常原価である（「基準」四（一）2参照）。 令和4年  
第Ⅰ回

- A  56 現実的標準原価とは、良好な能率のもとにおいて、その達成が期待されうる標準原価である。通常、生ずると認められる程度の減損、仕損、遊休時間等の余裕率を含む。比較的短期における予定操業度および予定価格を前提として決定され、これらの諸条件の変化に伴い、しばしば改訂される。原価管理目的に適合する。
- A  57 標準原価とは、財貨の消費量を科学的、統計的調査に基づいて能率の尺度となるように予定し、かつ、予定価格又は正常価格をもって計算した原価をいう。この場合、能率の尺度としての標準とは、その標準が適用される期間において達成されるべき原価の目標を意味する。標準原価計算制度において用いられる標準原価は、現実的標準原価又は正常原価である。
- A  58 標準原価とは、財貨の消費量を科学的、統計的調査に基づいて能率の尺度となるように予定し、かつ、予定価格又は正常価格をもって計算した原価をいう。この場合、能率の尺度としての標準とは、その標準が適用される期間において達成されるべき原価の目標を意味する。標準原価計算制度において用いられる標準原価は、理想標準原価又は正常原価である。
- A  59 標準原価計算には科学的、統計的調査に基づいて能率の尺度となるよう予定された財貨の消費量が欠かせないが、このことは標準原価計算が 20 世紀初頭に F. W. テイラーが考案した科学的管理法に基づいているためである。
- A  60 直接材料の標準消費量や標準直接作業時間は科学的、統計的調査に基づいて設定されるが、こうした科学的、統計的調査の代表的手法が動作研究や時間研究といったコンカレント・エンジニアリングである。
- A  61 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的短期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価をいう。
- A  62 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価をいう。正常原価は、経済状態の安定している場合に、たな卸資産価額の算定および予算編成のために用いられる。
- A  63 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価をいう。正常原価は、経済状態の安定している場合に、たな卸資産価額の算定のために最も適するのみでなく、原価管理のための標準としても用いられる。



- 56 【○】（「基準」四（一）2，四二参照） 平成31年  
第Ⅱ回
- 57 【○】（「基準」四（一）2参照） 平成30年  
第Ⅱ回
- 58 【×】 標準原価計算制度に用いられる標準原価は、現実的標準原価  
又は正常原価である。理想標準原価は、標準原価計算制度では  
認められない。（「基準」四（一）2参照）。 平成26年  
第Ⅱ回
- 59 【○】 実際原価資料を原価管理に使用するときは期間比較するので  
あり、しかも比較する実際原価も、比較される実際原価も、と  
もに偶然的原価であるから、原価管理に適切な情報を提供しな  
い。そこで、一方を能率測定の尺度となる原価に替え、この原  
価と実際原価とを比較するならば、能率の良否が判明するでは  
ないかという考え方が、1910年ごろアメリカの能率技師たちの  
間で生まれた。この考え方は、F. W. テイラーを始祖とする  
科学的管理法に根ざすものである（「基準」四（一）2参照）。 令和6年  
第Ⅰ回
- 60 【×】 科学的、統計的調査の代表的手法が動作研究や時間研究と  
いったインダストリアル・エンジニアリングである。 II p. 117 令和5年  
第Ⅰ回
- 61 【×】 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動  
に関する比較的長期にわたる過去の実績数値を統計的に平準化  
し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度およ  
び正常価格に基づいて決定される原価をいう（「基準」四  
（一）2参照）。 令和6年  
第Ⅰ回
- 62 【×】 正常原価は、経済状態の安定している場合に、たな卸資産価  
額の算定のために最も適するのみでなく、原価管理のための標  
準としても用いられる。（「基準」四（一）2参照） 平成30年  
第Ⅱ回
- 63 【○】（「基準」四（一）2参照） 平成31年  
第Ⅱ回  
令和8年  
第Ⅰ回

- A    64 正常標準原価（正常原価）は、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実績数値を統計的に平準化し、これに将来の趨勢を加味して決定される。具体的には、正常価格水準、理想能率水準、実際の生産能力水準を組み合わせで設定した標準原価である。正常標準原価は、経済状態が安定している場合、期間損益計算目的に適合している。
- A    65 理想標準原価とは、技術的に達成可能な最小操業度のもとにおいて、最高能率を表わす最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない理想的水準における標準原価である。
- A    66 理想標準原価とは、技術的に達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表す最低の原価をいう。財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない理想的水準における標準原価である。棚卸資産価額の算定のために最も適することに加え、原価管理のための標準としても用いられる。
- A    67 理想標準原価は原価管理のために用いられることがあるが、「原価計算基準」にいう制度としての標準原価ではない。
- A    68 現実的標準原価は価格水準が比較的短期における見込みのもとに設定され、能率水準は達成可能な高水準に設定されることから、原価管理に最も適する標準原価といえることができ、さらに、現実的標準原価は外部報告目的の財務諸表におけるたな卸資産価額の決定のためにも使用することができる。
- A    69 我が国の「原価計算基準」では、標準原価として現実的標準原価、正常原価、予定原価、理想標準原価の四つをあげており、理想標準原価は制度としての標準原価ではないものの、いずれも原価管理に役立つことを目的としている点で共通している。なお、理想標準原価を除いては、原価管理のみならず、たな卸資産価額の算定と予算の編成にも等しく適するものとして用いられる点で共通している。
- A    70 我が国の「原価計算基準」では正常原価を標準原価計算制度における標準原価としているが、これは通常生ずると認められる程度の仕損等の余裕率を含み、比較的短期における予定操業度や予定価格を前提として決定される原価である。
- A    71 ピリオド・コストは当該期間の収益と直接対応させて把握された原価であるから、その期間の一般管理費はそれに該当しない。
- A    72 原価は、経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付にかかわらせて把握されたものであるため、販売費及び一般管理費は期間原価とされ、非原価として処理される。



- 64 【×】 正常原価とは、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価をいう（「基準」四（一）2参照）。  
令和4年  
第I回
- 65 【×】 理想標準原価とは、技術的に達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表わす最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する余裕率を許容しない理想的水準における標準原価である（「基準」四（一）2参照）。  
令和6年  
第I回
- 66 【×】 正常原価は、経済状態の安定している場合に、棚卸資産価額の算定のために最も適するのみでなく、原価管理のための標準としても用いられる（「基準」四（一）2参照）。  
平成31年  
第II回
- 67 【○】 （「基準」四（一）2参照）  
令和5年  
第I回
- 68 【○】 （「基準」四（一）2参照）  
平成19年
- 69 【×】 予算の編成のために用いられるものとして、現実的標準原価と予定原価があげられており、正常原価は含まれていない（「基準」四（一）参照）。  
I p. 248  
I p. 249  
令和6年  
第II回
- 70 【×】 我が国の「原価計算基準」では現実的標準原価又は正常原価を標準原価計算制度における標準原価としている。なお、正常原価は、経営における異常な状態を排除し、経営活動に関する比較的長期にわたる過去の実際数値を統計的に平準化し、これに将来のすう勢を加味した正常能率、正常操業度および正常価格に基づいて決定される原価である（「基準」四（一）2参照）。  
令和5年  
第II回
- 71 【×】 一般管理費はピリオド・コスト（期間原価）として処理される（「基準」四（二）参照）。なお、製品原価はプロダクト・コストと呼ばれる。  
I p. 27  
平成8年
- 72 【×】 販売費及び一般管理費は期間原価であり、非原価項目ではないため誤りといえる（「基準」三（二）、四（二）参照）。  
平成24年  
第I回

- A  73 実際原価とは、財貨の実際消費量をもって計算した原価をいう。ただし、その実際消費量は、経営の正常な状態を前提とするものであり、したがって、異常な状態を原因とする異常な消費量は、実際原価の計算においてもこれを実際消費量と解さないものとする。実際原価は、厳密には実際の取得価格をもって計算した原価の実際発生額であるが、原価を予定価格等をもって計算しても、消費量を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である。
- A  74 原価は、財務諸表上収益との対応関係に基づいて、製品原価と期間原価とに区別される。製品原価とは、一定単位の製品に集計された原価をいい、期間原価とは、一定期間における発生額を、当期の収益に直接対応させて、は握した原価をいう。製品原価と期間原価との範囲の区別は相対的であるが、通常、売上品およびたな卸資産の価額を構成する全部の製造原価を製品原価とし、販売費および一般管理費は、これを期間原価とする。
- A  75 部分原価は、計算目的によって各種のものを計算することができるが、最も重要な部分原価は、変動直接費および変動間接費のみを集計した直接原価（変動原価）である。
- A  76 原価は、集計される原価の範囲によって、全部原価と部分原価とに区分される。最も重要な部分原価は、変動直接費及び変動間接費のみを集計した直接原価である。直接原価は直接費と同じ意味であり、変動原価ともよばれている。
- A  77 原価計算は、制度としての原価計算と特殊原価調査に分けられるが、非原価項目とは、これらの原価計算において、原価に算入しない項目をいう。
- A  78 長期にわたり休止している設備の管理費用は、原価としてのピリオド・コストとして処理する。
- A  79 財務活動(資金調達・返済・利益処分など)は、経営目的に関連しない活動であるとして、わが国の原価計算基準では資本コストの原価性を認めていない。しかし、制度としての原価計算の外においては、資本コストを原価として扱うことが有効である。
- A  80 有価証券の評価損および売却損は、異常な状態を原因とする価値の減少として、原価計算制度において原価に算入しない。また、固定資産売却損および除却損は、経営目的に関連しない価値の減少として、原価計算制度において原価に算入しない。
- A  81 異常な仕損、減損、たな卸減耗等は経営目的に関連しない価値の減少とされ、非原価項目となる。
- A  82 原価は、正常な状態のもとで経営目的に関連して発生した経済価値の消費であるから、予期しえない陳腐化による固定資産の著しい減価に対する臨時償却費あるいは長期休止固定資産の減価償却費は原価に算入しない。



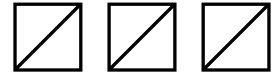
- 73 【○】 実際原価＝「実際の取得価格又は予定価格等」×(正常)実際消費量  
 (「基準」四(一)1参照) 平成27年  
 第Ⅱ回
- 74 【○】 (「基準」四(二)参照) 平成27年  
 第Ⅱ回
- 75 【○】 (「基準」四(三)参照) 令和6年  
 第Ⅰ回
- 76 【×】 直接原価には変動間接費が入っていることから、直接費と同じ意味にはならない(「基準」四(三), 八(三)参照)。  
 平成18年
- 77 【×】 非原価項目は、原価計算制度において原価に算入しない項目をいう(「基準」五参照)。  
 平成16年
- 78 【×】 長期にわたり休止している設備の管理費用は、非原価項目として処理される。  
 (「基準」五(一)1(3)参照)。  
 平成8年
- 79 【○】 (「基準」五(一)3参照) 平成15年
- 80 【×】 有価証券の評価損および売却損は、経営目的に関連しない価値の減少として、原価計算制度において原価に算入しない。また、固定資産売却損および除却損は、異常な状態を原因とする価値の減少として、原価計算制度において原価に算入しない  
 (「基準」五(一)4(二)8参照)。  
 平成29年  
 第Ⅰ回
- 81 【×】 異常な仕損、減損、たな卸減耗等は異常な状態を原因とする価値の減少である(「基準」五(二)1参照)。  
 平成20年
- 82 【○】 (「基準」五(一)1(3), (二)3参照) 平成10年

- A  83 原価計算制度における一般的基準では、財務諸表の作成に役立つために、原価計算は、原価を一定の給付にかかわらせて集計し、製品原価及び製品単位原価を計算するものとされている。
- A  84 原価の数値は、財務会計の原始記録、信頼しうる統計資料等によって、その信ぴょう性が確保されるものでなければならない。このため原価計算は、原則として実際原価を計算する。この場合、実際原価を計算することは、必ずしも原価を取得価格をもって計算することを意味しないで、予定価格等をもって計算することもできる。また必要ある場合には、製品原価を標準原価をもって計算し、これを財務諸表に提供することもできる。
- A  85 原価の数値は、財務会計の原始記録、信頼し得る統計資料等によって、その明瞭性が確保されるものでなければならない。このため原価計算は、原則として実際原価を計算する。この場合、実際原価を計算することは、必ずしも原価を取得価格をもって計算することを意味しないで、予定価格等をもって計算することもできる。また必要ある場合には、製品原価を標準原価をもって計算し、これを財務諸表に提供することもできる。
- A  86 原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が相ともに達成されるべき一定の計算秩序である。かかるものとして原価計算制度は、財務会計機構と有機的に結びつき常時継続的に行われる計算体系である。とりわけ、財務諸表の作成に役立つためには、勘定組織には、原価に関する集約情報を統括する諸勘定を設けることが重要である。
- A  87 原価計算は、原価管理に役立つために、経営における管理の権限と責任の委譲を前提とし、作業区分等に基づく部門を管理責任の区分とし、各部門における作業の原価を計算し、各管理区分における原価発生を明らかにさせる。また、原価計算は、原価の標準の設定、指示から原価の報告に至るまでのすべての計算過程を通じて、原価の物量を測定表示することに重点を置く。
- A  88 原価管理に役立つために、原価計算は、経営における管理の権限と責任の委譲を前提とし、作業区分等に基づく部門を管理責任の区分とし、各部門における作業の原価を計算し、各管理区分における原価発生を明らかにさせる。そのため、原価の標準は、原価発生を明らかにし、原価能率を判定する尺度として、これを設定する。
- A  89 原価管理に役立つために、原価計算は、原価要素を、機能別に、また直接費と間接費、固定費と変動費、管理可能費と管理不能費の区分に基づいて分類し、計算する。
- A  90 原価管理に役立つために、原価計算は、原価の標準の設定、指示から原価の報告に至るまでのすべての計算過程を通じて、原価の物量を測定表示することに重点を置く必要がある。
- B  91 原価管理に役立つために、原価計算は、原価の標準の設定、指示から原価の報告に至るまでのすべての計算過程を通じて、原価の物量を測定表示することに重点をおく。製造現場における原価管理のためには、物量の計算が不可欠だからである。原価計算担当者にとっても物量こそが管理すべき変数となる。



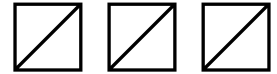
- 83 【×】 原価計算制度における一般的基準では、財務諸表の作成に役立つために、原価計算は、原価を一定の給付にかかわらせて集計し、製品原価および期間原価を計算するものとされている（「基準」六（一）1参照）。 平成24年  
第Ⅱ回
- 84 【○】（「基準」六（一）2参照）。 平成28年  
第Ⅱ回
- 85 【×】 原価の数値は、財務会計の原始記録、信頼し得る統計資料等によって、その信ぴょう性が確保されるものでなければならない（「基準」六（一）2参照）。 令和2年  
第Ⅰ回
- 86 【×】 勘定組織には、原価に関する細分記録を統括する諸勘定を設ける（「基準」二、六（一）4参照）。 令和2年  
第Ⅰ回
- 87 【○】（「基準」六（二）5, 7参照）。 令和2年  
第Ⅰ回
- 88 【○】（「基準」六（二）5, 8参照）。 令和2年  
第Ⅱ回
- 89 【○】（「基準」六（二）6参照） 平成21年
- 90 【○】（「基準」六（二）7参照） 平成24年  
第Ⅰ回
- 91 【×】 製造現場における原価管理のためには物量の計算は不可欠だが、原価計算担当者にとって管理すべき変数であるとはいえない（「基準」六（二）7参照）。 令和5年  
第Ⅱ回

- A  92 原価計算は、予算期間において期待されうる条件に基づく実際原価又は標準原価を計算し、予算とくに、費用予算の編成に資料を提供するとともに、予算と対照比較しうるように原価の実績を計算し、もって予算統制に資料を提供する。
- A  93 原価計算は、予算期間において期待されうる条件に基づく予定原価又は標準原価を計算し、予算とくに、費用予算の編成に資料を提供するとともに、予算と対照比較しうるように原価の標準を計算し、もって予算統制に資料を提供する。
- A  94 原価要素は製造原価要素と販売費および一般管理費要素とに分類される。実際原価の計算においては、いずれの原価要素についても、原則としてその実際発生額を、まず費目別に計算し、次いで原価部門別に計算し、最後に製品別に集計する。
- B  95 原価計算制度における実際原価の計算には 3 つの段階がある。すなわち、製造原価は、原則として、その実際発生額を、まず費目別に計算し、次いで原価部門別に計算し、最後に製品別に集計する。このとき、原価計算は工業簿記の記録に基づいて行なわれる。原価計算数値は複式簿記機構に組み込まれ、原価計算により提供される内訳記録と複式簿記により提供される合計記録とが有機的に結合される。
- A  96 単一製品のみを連続生産する工場においては、すべての製造費用は当該単一製品の製造に関連していることが明らかであるため、部門別計算は必要とされない。
- A  97 実際原価の計算において、形態別分類とは、財務会計における費用の発生を基礎とする分類、すなわち原価発生形態による分類である。原価要素は、これによって、材料費、労務費および経費に属する各費目に分類できる。「原価計算基準」によれば、材料費とは、物品の消費によって生ずる原価をいい、労務費とは、労働用役の消費によって生ずる原価をいう。経費は、材料費、労務費以外の原価要素をいう。
- A  98 形態別分類とは、財務会計における費用の発生を基礎とする分類、すなわち原価発生形態による分類である。原価要素は、形態別分類によって、材料費、労務費、経費に分類される。原価計算は、財務会計から原価に関する形態別分類による基礎資料を受け取り、これに基づいて原価を計算する。形態別分類は、原価計算と財務会計の関連上重要となる分類基準である。
- A  99 機能別分類とは、原価が経営上のいかなる機能のために発生したかによる分類である。機能別分類により、材料費は主要材料費、修繕材料費、試験研究材料費、買入部品費、工場消耗品費等に分類される。



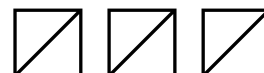
- 92 【×】 原価計算は、予算期間において期待されうる条件に基づく予定原価又は標準原価を計算して、予算とくに費用予算の編成に資料を提供するとともに、予算と対照比較しうるように、原価の実績を計算し、もって予算統制に資料を提供する（「基準」六(三)12参照）。  
平成28年  
第Ⅱ回
- 93 【×】 原価計算は、予算期間において期待されうる条件に基づく予定原価又は標準原価を計算して、予算とくに費用予算の編成に資料を提供するとともに、予算と対照比較しうるように、原価の実績を計算し、もって予算統制に資料を提供する（「基準」六(三)12参照）。  
令和2年  
第Ⅱ回
- 94 【×】 実際原価の計算においては、製造原価は、原則として、その実際発生額を、まず費目別に計算し、次いで原価部門別に計算し、最後に製品別に集計するが、販売費および一般管理費は、原則として、一定期間における実際発生額を、費目別に計算する（「基準」七参照）。  
平成30年  
第Ⅰ回
- 95 【○】（「基準」七参照）  
令和5年  
第Ⅱ回
- 96 【×】 正確な製品原価の計算および原価管理を目的として、部門別計算（工程別計算）は行われる。そのため、製造原価は、原則として、その実際発生額を、まず費目別に計算し、次いで原価部門別に計算し、最後に製品別に集計される（「基準」七参照）。  
I p. 98  
令和6年  
第Ⅱ回
- 97 【○】 形態別分類により、材料費、労務費、経費に分類される。これは、「何を」消費したのかという分類である。物品の消費なら材料費、労働用役の消費なら労務費、材料費・労務費以外が経費である（「基準」八（一）参照）。  
平成23年  
第Ⅱ回
- 98 【○】（「基準」八（一）参照）  
平成30年  
第Ⅰ回  
令和7年  
第Ⅰ回・改
- 99 【×】 機能別分類とは、原価が経営上のいかなる機能のために発生したかによる分類であり、たとえば、材料費は主要材料費、および修繕材料費、試験研究材料費等の補助材料費、ならびに工場消耗品費等に分類される。よって、買入部品費は機能別分類の例に含まれていない。（「基準」八（一）（二）参照）  
平成30年  
第Ⅰ回  
令和7年  
第Ⅰ回・改

- A □□□ 100 「経費」という用語や分類は、材料費と労務費に入らないものをすべて指す。「間接費」という概念もあるが、両者は異なる。間接費は材料費、労務費、経費のうちから、間接材料費、間接労務費および間接経費を集めたものをさす。ただし、経費の大部分は間接経費である。
- A □□□ 101 材料費とは、物品の購入によって生ずる原価をいい、おおむね①素材費（又は原料費）②買入部品費③燃料費④工場消耗品費⑤消耗工具器具備品費に細分できる。
- A □□□ 102 機能別分類とは、原価が経営上のいかなる機能のために発生したかによる分類であり、たとえば、材料費は主要材料費、および修繕材料費、試験研究材料費等の補助材料費、ならびに工場消耗品費等に分類される。
- B □□□ 103 機能別の原価分類は、原価が経営上のいかなる機能のために発生したかによる分類である。「経費」については、部門が機能別に設定されている場合には、部門別経費は経費の機能別分類を表す。さらに、部門を細分化した活動(アクティビティ)別に機能を捉えると、その機能別分類は実質的に「活動基準原価計算」の第一段階計算となる。
- B □□□ 104 費目別計算においては、原価要素を、原則として、形態別分類を基礎とし、これを直接費と間接費とに大別し、さらに必要に応じ機能別分類を加味して分類する。機能別分類は、原価が経営上のいかなる機能のために発生したかによる分類であるから、原価管理を実施するために重要な役割を果たすとともに、活動基準原価計算(Activity-Based Costing: ABC)を適用するための実質的な基礎になる。
- A □□□ 105 原価要素を製品との関連において分類すると、例えば、賃金は、作業種類別直接賃金、間接作業賃金、手待賃金などに分類することができる。
- A □□□ 106 原価計算基準八(三)「製品との関連における分類」でいう直接費の概念は、単一種類の製品を反復連続して生産する場合には、存在しない。
- A □□□ 107 製品との関連における分類とは、原価の発生が一定単位の製品の生成に関して直接的に認識されるかどうかの性質上の区別による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを固定費と変動費とに分類する。



- 100 【○】 (「基準」八(一)(三)参照) 平成15年
- 101 【×】 材料は、購入した段階では、材料という資産である。消費してはじめて材料費となる。材料費の定義が、物品の消費によって生じる原価ということであるので、機械の油を拭き取る雑巾やスパナやドライバーについてもそれを消費すれば材料費に分類される。雑巾の消費は、工場消耗品費であり、スパナやドライバーの消費は、消耗工具备品費となる。(「基準」八(一)参照)。
- 102 【○】 (「基準」八(二)参照) 令和7年  
第I回
- 103 【○】 原価計算基準における「機能」という言葉は、「役割」と読むと理解しやすい、組立てるという役割の組立部門、修繕という役割の修繕部門などである。機能別分類は、実質的に、活動基準原価計算の第一段階計算になる。(「基準」八(二)参照) 平成15年
- 104 【○】 (「基準」八(二)，一〇参照) 令和5年  
第II回
- 105 【×】 本肢の分類は、機能別分類である(「基準」八(二)，(三)参照) 平成24年  
第I回
- 106 【×】 仮に、単一種類の製品を反復連続して生産する場合であっても、原価管理の観点からは、直接費と間接費の管理方法が異なるので、直接費の概念が重要である(「基準」八(三)参照)。 I p. 31 平成15年
- 107 【×】 製品との関連における分類とは、製品に対する原価発生の態様、すなわち原価の発生が一定単位の製品の生成に関して直接的に認識されるかどうかの性質上の区別による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを直接費と間接費とに分類する。なお、原価要素を固定費と変動費とに分類するのは、操業度との関連における分類である(「基準」八(三)(四)参照)。 平成30年  
第II回・改  
令和7年  
第I回

- A  108 製品との関連における分類は、財務会計における費用の発生を基礎とする分類であるから、原価計算は、財務会計から原価に関するこの分類による基礎資料を受け取り、これに基づいて原価を計算する。この意味でこの分類は、原価に関する基礎的分類であり、原価計算と財務会計との関連上重要である。
- A  109 直接費とは生産された一定単位の製品との関連で、その発生が直接的に認識される原価であり、間接費とは製品との関連が直接的には認識困難な原価である。直接費はすべて変動費であるが、間接費には変動間接費と固定間接費がある。
- A  110 固定費とは、操業度の増減にかかわらず変化しない原価要素をいい、変動費とは、操業度の増減に応じて比例的に増減する原価要素をいう。したがって、変動費はすべて直接費である。
- A  111 操業度との関連における分類とは、操業度の増減に対する原価発生の態様による分類である。ここに操業度とは、生産設備を一定とした場合におけるその利用度をいい、操業度の変化に応じて、原価がどのように反応するかを、コストドライバーないし原価態様という。
- A  112 操業度との関連における分類とは、操業度の増減に対する原価発生の態様による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを固定費と変動費とに分類する。ここに操業度とは、生産設備を一定とした場合におけるその利用度をいう。
- B  113 固定費とは、操業度の増減にかかわらず変化しない原価要素であり、変動費とは操業度に比例して変動する原価である。したがって、操業度が低下しても、製品単位当たり固定費は変動しない。
- A  114 我が国の「原価計算基準」に照らせば、個別原価計算において間接費を固定費と変動費に分類するとき、準固定費と準変動費は原則として将来計画からそれぞれ固定費部分および変動費率を予測し、これを固定費と変動費とに分解することが求められる。
- A  115 準固定費とは、操業度がゼロであっても一定の原価が発生し、操業度の増加とともに比例して増加する原価である。
- A  116 責任センター別に集計される原価のうち、ある原価が当該責任センターにとって管理可能か管理不能であるかは、業績測定期間の長短によっては変化しない。



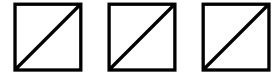
- 108 【×】 形態別分類は、財務会計における費用の発生を基礎とする分類であるから、原価計算は、財務会計から原価に関するこの分類による基礎資料を受け取り、これに基づいて原価を計算する。この意味でこの分類は、原価に関する基礎的分類であり、原価計算と財務会計との関連上重要である（「原価計算基準」八（一）参照）。 令和8年第Ⅰ回
- 109 【×】 例えば、特定製品製造のために使用する特殊機械の減価償却費は直接費であるが、固定費である（「基準」八(三)(四)参照）。 平成13年
- 110 【×】 変動費がすべて直接費となるわけではない。変動費と直接費は、原価分類の観点が全く異なる。変動費であっても、変動製造間接費は一定単位の製品の生成との関連が明らかでない。また、直接費であっても、月給制を採用している企業の直接労務費は、操業度の増減にかかわらず一定額発生するからである（「基準」八(三)(四)参照）。 平成10年
- 111 【×】 操業度とは、生産設備を一定とした場合におけるその利用度をいい、操業度の変化に応じて、原価がどのように反応するかを、コスト・ビヘイビアないし原価態様という。なお、コスト・ドライバーとは、原価を発生させる要因、あるいはその要因の量を測定する物量的尺度を意味する（「基準」八（四）参照）。 I p. 33 令和7年第Ⅰ回
- 112 【○】（「基準」八(四)参照） 令和8年第Ⅰ回
- 113 【×】 操業度が低下すれば、製品単位当たり固定費は、増える（「基準」八(四)参照）。 I p. 85 平成13年  
I p. 95
- 114 【×】 準固定費又は準変動費は、固定費又は変動費とみなして、これをそのいずれかに帰属させるか、もしくは固定費と変動費とが合成されたものであると解し、これを固定費の部分と変動費の部分とに分解する（「基準」八（四）参照）。 令和5年第Ⅱ回
- 115 【×】 準固定費は、ある範囲内の操業度の変化では固定的であり、これをこえると急増し、再び固定化する原価要素をいう。操業度がゼロの場合にも一定額が発生し、同時に操業度の増加に応じて比例的に増加する原価要素は準変動費という（「基準」八（四）参照）。 令和8年第Ⅰ回
- 116 【×】 業績測定期間が長くなると、管理可能な要素が広がる場合がある。 I p.35 令和8年第Ⅰ回

- A    117 ある原価が管理可能費となるか管理不能費となるかは、当該原価の属性だけでは決まらない。ある管理階層の管理者にとって管理不能な原価が、異なる階層の管理者にとっては管理可能な場合がある。
- A    118 原価の管理可能性に基づく分類とは、原価の発生が一定の管理者層によって管理しうるかどうかの分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを管理可能費と管理不能費とに分類する。上級管理者層にとって管理不能費であるものも、下級管理者層にとっては管理可能費となることがある。
- A    119 原価の管理可能性に基づく分類とは、原価の発生が一定の管理者層によって管理しうるかどうかによる分類であり、原価要素は、この分類基準によって管理可能費と管理不能費とに分類する。他方で、特定の意思決定問題に関連のある費目かそうでない費目かによって「関連原価」と「無関連原価」とが区分される。これらの原価分類において、管理可能費は関連原価でもある。
- A    120 原価要素は、原価の管理可能性に基づいて、管理可能費と管理不能費に分類される。原価計算は経営における管理の権限と責任の委譲を前提としているため、ある原価要素は、下級管理者層にとって管理不能費であっても、上級管理者層にとっては管理可能費であることがある。
- A    121 費目別計算においては、原価要素を、原則として、形態別分類を基礎とし、これを直接費と間接費とに大別し、さらに必要に応じて機能別分類を加味して分類する。機能別分類によると、賃金は、作業種類別直接賃金、間接作業賃金、間接工賃金、手待賃金等に分類されるが、福利費（健康保険料負担金等）は間接経費に分類される。
- A    122 変動費と固定費とが複合した準変動費は、複合費の代表的なものである。
- A    123 原価の費目別計算とは、一定期間における原価要素を費目別に分類測定する手続きをいい、財務会計における費用計算であると同時に、原価計算における第一次の計算段階である。費目別計算においては、原価要素を原則として、機能別分類を基礎とし、これを直接費と間接費とに大別し、さらに必要に応じて形態別分類を加味して分類する。
- A    124 材料の実際の消費量は、原則として継続記録法によって計算する。ただし、材料であって、その消費量を継続記録法によって計算することが困難なもの又はその必要のないものについては、たな卸計算法を適用することができる。
- A    125 直接材料費、補助材料費等であって出入記録を行う材料に関する原価は、各種の材料につき原価計算期間における実際の消費量に、その消費価格を乗じて計算する。材料の実際の消費量は、原則として継続記録法によって計算する。材料の消費価格は、原則として購入原価をもって計算する。材料の消費価格は必要ある場合には、予定価格等をもって計算することができる。



- 117 【○】（「基準」八(五)参照) 令和7年  
第I回
- 118 【×】 下級管理者層にとって管理不能費であるものも、上級管理者層にとっては管理可能費となることがある（「基準」八(五)参照）。 平成27年  
第I回
- 119 【×】 これらは分類基準が異なるため、管理可能費と関連原価が完全に一致するとは限らない（「基準」八(五)参照）。 平成15年
- 120 【○】（「基準」六(二)5, 八(五)参照) 平成31年  
第I回
- 121 【×】 福利費（健康保険料負担金等）は間接経費ではなく間接労務費である（「基準」一〇参照）。 平成31年  
第II回
- 122 【×】 準変動費とは、操業度がゼロの場合にも一定額が発生し、同時に操業度の増加に応じて比例的に増加する原価要素をいう（「基準」三三(四)1. 参照）。一方、複合費とは、特定の目的や機能に関連して消費された材料費、労務費、経費の発生額を一つの費目として集計したものである（「基準」一〇参照）。 平成8年
- 123 【×】 費目別計算においては、原価要素を、原則として、形態別分類を基礎とし、これを直接費と間接費とに大別し、さらに必要に応じ機能別分類を加味して分類する（「基準」一〇参照）。 平成26年  
第I回  
平成28年  
第I回  
平成29年  
第I回
- 124 【○】（「基準」一一(二)参照) 平成9年
- 125 【○】（「基準」一一参照) 平成30年  
第II回

- A  126 実際原価計算において、出入記録を行う材料に関する原価は、原価計算期間における実際の消費量に、その消費価格を乗じて計算しなければならない。ただし、材料の購入原価は、必要がある場合には、予定価格等をもって計算することができるが、材料の消費価格は予定価格等をもって計算することができない。
- A  127 材料の購入原価を計算する際に、購入代価に全ての材料副費を加算することが困難である場合、購入代価のみで購入原価を計算することが認められている。
- A  128 購入した材料に対する値引または割戻等が材料の消費後に判明した場合には、これを同種材料の購入原価から控除する。
- A  129 材料の購入原価は、原則として、購入代価に買入手数料、引取運賃、荷役費、保険料等材料買入に要した引取費用を加算した金額、又は、これらの金額に購入事務、検収、整理、選別、手入、保管等に要した費用を加算した金額によって計算するが、材料輸入の際に課せられる関税は税金であるので引取費用に含めない。
- A  130 購入した材料に対して値引又は割戻等を受けたときは、これを材料の購入原価から控除する。ただし、値引又は割戻等が材料消費後に判明した場合には、これを同種材料の購入原価から控除し、値引又は割戻等を受けた材料が判明しない場合には、これを当期の直接材料費から控除し、又はその他適当な方法によって処理することができる。
- A  131 材料副費の一部を材料の購入原価に算入しない場合には、これを間接経費に属する項目とし又は材料費に配賦する。購入した材料に対して値引又は割戻等を受けたときには、これを材料の購入原価から控除する。ただし、値引又は割戻等が材料消費後に判明した場合には、これを同種材料の間接経費から控除し、値引又は割戻等を受けた材料が判明しない場合には、これを当期の材料副費等から控除し、又はその他適当な方法によって処理することができる。
- A  132 材料の購入原価は、購入代価に買入手数料、引取運賃、荷役費、保険料、関税等材料買入に要した引取費用を加算した金額であり、購入事務や検収などに要した費用は購入原価に含めてはならない。
- A  133 購入代価に加算する材料副費の一部又は全部は、これを予定配賦率によって計算することができる。予定配賦率は、一定期間の材料副費の予定総額を、その期間における材料の予定購入代価又は予定購入数量の総額をもって除して算定する。ただし、購入事務費、検収費、整理費、選別費、手入費、保管費等については、それぞれに適当な予定配賦率を設定することができる。
- A  134 材料副費は送状価額に比例して発生するため、種類別配賦を行うよりも一括配賦の方が望ましい。



- 126 【×】 材料の購入原価は、必要ある場合には、予定価格等をもって計算することができる。また、材料の消費価格は、必要ある場合には、予定価格等をもって計算することができる（「基準」一一（三）（四）参照）。 平成31年  
第Ⅱ回
- 127 【×】 「原価計算基準」上、購入代価のみで購入原価を計算することは認められておらず、必ず購入代価に引取費用を加算する（「基準」一一（四）参照）。 令和6年  
第Ⅱ回
- 128 【○】 （「基準」一一（四）2参照） 平成21年
- 129 【×】 関税は引取費用として購入原価に算入される（「基準」一一（四）1参照）。 平成8年
- 130 【×】 値引又は割戻等を受けた材料が判明しない場合には、これを当期の材料副費等から控除し、又はその他適当な方法によって処理することができる（「基準」一一（四）2参照）。 平成27年  
第Ⅰ回  
平成31年  
第Ⅱ回・改  
令和5年  
第Ⅰ回・改
- 131 【×】 ただし、値引又は割戻等が材料消費後に判明した場合には、これを同種材料の購入原価から控除し、値引又は割戻等を受けた材料が判明しない場合には、これを当期の材料副費等から控除し、又はその他適当な方法によって処理することができる（「基準」一一（四）2参照）。 平成28年  
第Ⅰ回  
令和6年  
第Ⅱ回・改
- 132 【×】 購入事務や検収などに要した費用の一部、または全部を購入原価に含める処理も認められる（「基準」一一（四）2参照）。 平成21年
- 133 【○】 （「基準」一一（四）2参照） 平成28年  
第Ⅰ回  
令和5年  
第Ⅰ回・改
- 134 【×】 材料副費は送状価額に比例して発生しないものもあるため、一括配賦を行うよりも、種類別配賦の方が望ましい。 令和6年  
第Ⅱ回